

残骨灰処理委託の入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者でなければ入札に参加することができない。

- (1) 福岡市が定める「残骨灰の処理方針」及び、「残骨灰の処理基準」に適合した残骨灰の処理業務が行えること。
- (2) 本公告日から入札執行日までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札停止等の措置を受けている期間がないこと。
- (3) 公益財団法人ふくおか環境財団から公益財団法人ふくおか環境財団競争入札参加停止等措置要領（福岡市家庭系指定袋用）に基づく競争入札参加停止等の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 国内の事業者であること。
- (5) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（以下「能力のない者」という。）及び破産者で復権を得ない者でないこと。

能力のない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた人及び未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。

- (6) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (7) 市町村税を滞納していないこと。
- (8) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止法に関する法律（平成3年法律第77号）（第32条の2第7項を除く）を遵守し、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (11) その他対象案件の履行上理事長が必要と認める資格。